



第3章

記載のための価値証明



a) 評価基準への適合性証明

1. 条約上の遺産種別

「平泉一仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」は、世界遺産条約第1条及び『世界遺産条約履行のための作業指針』(以下、『作業指針』という。)第45項に規定する「記念工作物」及び「遺跡」に該当する。また、『作業指針』第137項に定める「a) 同一の歴史・文化に属する一群」の連続性を持つ資産に該当する。

2. 評価基準への適合性証明

以下に示す理由に基づき、「平泉一仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」には、世界遺産一覧表への記載のための評価基準のうち、(ii)、(iv)及び(vi)が適用できる。

評価基準(ii)

建築・科学技術・記念碑・都市計画・景観設計の発展に重要な影響を与えたある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すもの

評価基準(ii)の適用

平泉の仏堂・浄土庭園群及び考古学的遺跡群は、6世紀に中国・朝鮮半島から伝来し、日本古来の自然崇拜思想と融合しつつ、12世紀にかけて独特の性質を持つものへと展開を遂げた日本の仏教、その中でも特に興隆した浄土思想に基づき、現世における仏国土(浄土)の空間的表現を目指して創造された顕著な事例である。

それらは、仏教とともに受容した伽藍造営の理念及び意匠・技術を出発点とするのみならず、同時に受容した外来の作庭思想と古来の水辺の祭祀場における水景の理念、意匠・技術との融合をも出発点として、それに後続して成立・発展を遂げた日本に独特の仏堂・浄土庭園の理念及び意匠・技術の伝播の過程を証明している。

したがって、それらは東アジア地域における建築・庭園の意匠・設計に関する人類の価値観の重要な交流を示している。



(1) 仏教・浄土思想の伝播・交流

12世紀の日本において、仏国土(浄土)を空間的に表現した仏堂・浄土庭園が、世界の他地域には見られないほど多様に生み出される原動力となったのは、6世紀に中国・朝鮮半島から伝来し、日本古来の自然崇拜思想とも融合しつつ、12世紀にかけて中国からの新たな仏教思想の移入など不断の交流の過程を経て、法華経、密教、浄土教など多様な要素を包括・統合した独特の性質を持つものへと展開を遂げた日本の仏教、その中でも末法の世が近づくと共に興隆した阿弥陀如来の極楽浄土信仰を中心とする浄土思想であった。こうして、地球上の地域を超えて進んだ仏教・浄土思想の伝播・交流は、その最東端に当たる日本において、仏国土(浄土)を空間的に表現した建築・庭園の独創的な一群の事例を生み出した。

(2) 伽藍造営の理念及び作庭思想の交流

ア. 伽藍造営の理念の伝播と固有の伽藍造営理念の確立

中国から朝鮮半島を通じて仏教が日本へと伝来するのに伴ってもたらされた鎮護国家を目的とする伽藍造営の理念、意匠・技術は、6世紀から12世紀にかけて、日本独特の仏教の展開とともに独自の発展を遂げた。特に、日本の浄土思想に基づき形成された庭園を伴う伽藍造営の理念、意匠・技術は、中国・朝鮮半島のそれを足がかりとしつつも、日本で発展・進化を遂げた固有のものである。また、浄土思想の中でも阿弥陀如来の極楽浄土信仰の興隆に伴い、多様な阿弥陀堂建築の様式を生み出した。



イ. 作庭思想の伝播と浄土庭園の様式の確立

人間と自然との関わりにより創造された作庭の理念、意匠・技術は、6世紀に仏教・神仙思想・陰陽五行説とともに、中国及び朝鮮半島から日本へと伝来した。それは、12世紀にかけて、日本に固有の自然崇拜の信仰形態及びそれに基づく水辺の祭祀場における水景の理念、意匠・技術、山中を他界(死後世界)と見なす自然観とも融合・発展し、末法思想が興隆した結果、世界の他地域に類例を見ない独特で多様な浄土庭園の様式を確立させた。

ウ. 日本の浄土庭園の構成要素と特質

特に日本の浄土庭園の池では、仏堂に向けて橋が架けられたものが多く、洲浜などの曲線の護岸により砂浜の風景や立石等の石組みにより荒磯の風景が再現された。それは、中国の敦煌莫高窟壁画の浄土変相図に描く幾何学的形態の「宝池」とは異なるのみならず、韓国の仏国寺の九品蓮池のように橋を伴わない石積護岸の池の意匠・技術とも異なり、東アジアの他の地域には決して見ることのできない仏国土(浄土)を表現した庭園として顕著な特質を示している。

(3) 平泉の仏堂・浄土庭園

平泉の寺院の仏堂や一群の浄土庭園は、独特の意匠・設計に基づき、現世において仏国土(浄土)を空間的に表現した優秀な芸術作品である。11世紀から12世紀にかけて、京都とその近郊の鳥羽・白河に造営された多くの寺院では、仏堂・庭園から成る新たな伽藍造営の理念・様式が発展した。それらは平泉へと導入され、個々の伽藍造営が進展するに伴って、さらなる展開を遂げた。

例えば、8世紀の平城京(奈良)の興福寺の主要伽藍配置と、それ以後に発展を遂げた阿弥陀堂・庭園とが融合する過程で平安京(京都)東郊において法勝寺の伽藍配置が生まれ、平泉の毛越寺において、背後の塔山をも含め主として薬師如来の仏国土(浄土)を空間的に表現する仏堂・庭園の伽藍配置へと発展した。

また、11世紀の宇治の平等院における阿弥陀堂・庭園の伽藍配置は、居館(柳之御所遺跡)から西方極楽浄土の方位を象徴する背後の小独立丘(金鶏山)に至るまで、庭園と仏堂が東西に並んで位置する無量光院跡の究極の伽藍配置へと発展した。

さらに、これらの事例は、鎌倉の永福寺・称名寺、白水の願成寺など後代の日本の各地に造営された仏堂・浄土庭園の見本として、その意匠・技術面に決定的な影響を与えた。



以上のように、平泉の一群の仏堂・浄土庭園とその遺跡は、6～12世紀に中国・朝鮮半島から平城京・平安京を経て日本列島の最東端にまで及んだ建築・庭園の意匠・設計に関する人類の価値観の重要な交流を示している。

評価基準 (iv)

歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本であるもの

評価基準 (iv) の適用

日本の12世紀は、浄土思想に基づき、現世に仏国土(浄土)を実現できると考えられた独特の時代であり、建築・庭園が一体となって仏国土(浄土)を表す多くの作品群が生み出された。平泉の構成資産の中でも仏堂及び一群の庭園は、仏国土(浄土)を空間的に表現しようとした優秀な芸術作品であり、それらの考古学的遺跡をも含め、世界史上、他の仏教圏では類例を見ることのできない建築・庭園の顕著な事例である。

したがって、それらは建築・庭園の分野における人類の歴史の重要な段階を示す傑出した類型である。



(1) 12世紀日本の仏教の特質を強く反映した建築・庭園の類型

12世紀の日本では、現世がそのまま究極の悟りの世界であると捉えられ、必ずしも来世の浄土に往生するのではなく、現世に仏国土(浄土)を実現できるという思想が展開した。このような独特の考え方にに基づき、建築・庭園が一体となって仏国土(浄土)を表す多くの芸術作品が生み出されたことは、世界の他の仏教圏において類例を見ることのできない12世紀日本の顕著な特質であった。そのような一群の芸術作品の中でも、平泉の仏堂・庭園は、それらの考古学的遺跡を含め、仏国土(浄土)を空間的に表す傑出した事例であるのみならず、約100年の間に奥州藤原氏によって創造された多様な類型を含む稀有の事例である。

(2) 仏国土(浄土)を表現した仏堂建築の顕著な類型

中尊寺金色堂は、日本に現存する数少ない方3間の平面形式を持つ阿彌陀堂建築の中でも最古の事例であり、阿彌陀如来の仏国土(浄土)を表現した仏堂建築の顕著な類型である。

金箔と漆による彩色、透し彫りによる飾金具、亜熱帯産の夜光貝を使用した螺鈿、菩薩絵を描いた巻柱などに代表される堂内外の徹底した輝光の荘厳は、阿彌陀如来の極楽浄土信仰がもたらした装飾美の極致を示している。

奥州藤原氏3代の遺体と第4代の首級を収めた中尊寺金色堂は、政治・行政上の拠点である平泉において信仰の起点となり、12世紀を通じて平泉全体の精神的な中核としての役割を担ったのみならず、今なお地域の人々の精神的な拠り所ともなっている。



(3) 仏国土(浄土)を表現した庭園の顕著な類型

平泉の一群の浄土庭園は、日本庭園の歴史において独特の発展を遂げた浄土庭園の最も典型的・代表的な事例を含み、仏国土(浄土)を表現した庭園の顕著な類型である。

中国では、現時点において、阿弥陀如来の極楽浄土の世界を象徴して敦煌莫高窟の壁画に描かれた宝楼殿舎及び宝池を実体化した建築・庭園の現存事例又はその考古学的遺跡が確認されていない状況にある。また、韓国では、仏国寺において発見された九品蓮池が浄土庭園の考古学的遺跡の数少ない事例として確認されているが、日本のように浄土庭園の造営が多様に展開した形跡は認められない。

したがって、浄土庭園は、中国・朝鮮半島から仏教とともに伝来した作庭思想を受容し、それを足がかりとして日本で独特の発展を遂げた庭園の形式であり、その最も多様に展開した形態を示す事例が平泉の一群の庭園及びその考古学的遺跡である。

(4) 『作庭記』に記す作庭の理念・意匠・技術との照合が可能な類型

平泉の浄土庭園の中でも特に毛越寺庭園は、庭園全体の空間構成、及び池・遣水・石組・築山などの構成要素の細部にわたり、11世紀の作庭技術書である『作庭記』に記載された庭園の意匠・技術を正確に表現している点において、他に類例を見ない傑出した事例である。

『作庭記』は主として住宅庭園を対象として作成された技術書であったが、そこに示された作庭の理念、意匠・技術は、仏教伽藍において浄土庭園が造営されるに当たっても重要な手本とされ、浄土変相図に描く「宝池」をはじめ、インド、ネパール、東南アジア諸国の寺院に残された沐浴池、中国及び韓国の仏教伽藍に見られる放生池¹など、直線及び擁壁の護岸から成る方形池とは全く異なる固有の浄土庭園の様式を生み出した。

[本推薦書166-174ページを参照]

『作庭記』は世界で最も古い作庭技術書と考えられ、その記載事項との照合が可能な毛越寺庭園は世界的にも極めて顕著で類い希なる事例である。

1 放生池；「放生」とは、仏教の殺生禁断思想に基づき、捕らえた魚鳥等を山野池沼に放ち逃がす慈悲行為を指す。仏教寺院の境内には、放生を行う儀式のための施設として、「放生池」が設けられた。



以上のように、平泉の仏堂及び一群の庭園は仏国土(浄土)を空間的に表現しようとした優秀な芸術作品であり、それらの考古学的遺跡も含め、建築・庭園の分野における人類の歴史の重要な段階を示す傑出した類型である。

評価基準 (vi)

顕著な普遍的意義を有する出来事(行事)、生きている伝統、思想、信仰、芸術的作品、又は文学的作品と直接的又は有形的に関連するもの(世界遺産委員会は、この基準が他の基準と併用して用いられることが望ましいと考える)

評価基準 (vi) の適用

平泉が造営される過程で重要な意義を担ったのは、日本固有の自然崇拜思想とも融合しつつ、独特の展開を遂げた日本の仏教であり、その中でも末法の世が近づくにつれて興隆した阿弥陀如来の極楽浄土信仰を中心とする浄土思想である。それは、12世紀における日本人の死生観を醸成する上で重要な役割を果たし、世界の他の地域において類例を見ない仏国土(浄土)を空間的に表現した建築・庭園群などの理念、意匠・形態へと直接的に反映した。さらに、それらは宗教儀礼や民俗芸能等の無形の諸要素として、今日においてもなお確実に継承されている。

したがって、平泉の建築・庭園及び考古学的遺跡群の有形的な側面に関連する信仰、思想、伝統は、顕著な普遍的意義を持っている。



(1) 仏教とともに日本に伝来した浄土思想の顕著な普遍的意義

インドで大乘仏教の下に編纂された「無量寿経」や「阿弥陀経」が中国に伝わり、「仏国土を浄める」との意味を持つサンスクリット語に「浄土」の漢訳語が充てられた。釈迦(ゴータマ・シッダルタ)の死後、釈尊以外の諸仏が仏道に励む場所として自ら出現すべき固有の国土を清浄化すると考えられるようになり、その結果、八方と天・地を含む十方世界に多様な仏国土(浄土)が存在すると捉えられるようになった。さらに、中央アジアで編纂された「観無量寿経」の伝来に伴い、中国では「浄土」を観想する行業が進み、仏陀の入滅後、一定の時間が経過すると仏法が衰えるとする末法の時代から救済されるための方法として、極楽浄土への往生を願う浄土思想が信仰されるようになった。

日本には、6世紀に中国・朝鮮半島から仏教が伝来し、浄土經典の注釈書や浄土を圖像化した曼荼羅などが作成された。さらに、9世紀には、延暦寺の僧であった円仁(794-864)が、阿弥陀如来の名号を唱えながら四周を行道しつつ、その相好を内面的に観想する常行三昧の行法を中国五台山から導入し、それをを行う場としての常行堂建築が各地に普及した。また、10世紀末期には、源信(942-1017)が『往生要集』において極楽浄土の莊嚴を詳細に描写し、極楽浄土への往生のためには、観想念仏と臨終行儀が重要であることを説いた。

このように、仏教とともに日本に伝来した浄土思想は、末法の時代が近づくとつれて、東アジアの他の地域と比較して特に重視されるようになり、12世紀の日本人の死生観を醸成する上で重要な役割を果たした。



(2) 日本的仏教における浄土思想の興隆と浄土庭園の形成

仏教がインドから各地域に伝来・受容され、世界的な思想として発展する過程では、それぞれの地域に根ざした固有の信仰形態を自らの教義体系に取り込んでいった。

日本にもたらされた仏教は、自然の山・川・岩・泉・樹木などに神が宿るとする古来の自然崇拜思想や天に最も近い山中を他界(死後世界)と見なす自然観とも融合し、独特の性質を持つ日本的な仏教へと発展を遂げた。その過程では、末法思想の興隆に伴い、10～11世紀にかけて、特に浄土思想が「現世(此岸)」と「来世(彼岸)」に基づく人間の死生観に関わるものとして重視されるようになり、山中とその彼方に浄土があると考える方が形成された。それは、来世においては極楽浄土への往生を強く祈願するとともに、現世においても仏国土である浄土の荘厳に接したいという人間の強い願望を生んだ。さらにそれは、本来の仏国土である浄土と自然の地形に彩られた現世との接点において、仏国土(浄土)を三次元的に表現する行為を強力に促進し、世界の他の地域には類例を見ない仏国土(浄土)を実体化した仏堂と庭園の理念・様式を確立させた。

(3) 推薦資産の有形的側面に反映された浄土思想

日本で独特の発展を遂げた浄土思想は、仏国土(浄土)とその方位を象徴する自然の山、浄土を建築(内部)空間として表現した仏堂、浄土の宝池を表現した庭園、彼我の結界を象徴する河川・池沼などから成る独特の浄土庭園の理念・様式を確立させ、平泉の仏堂と一群の浄土庭園へと結実した。したがって、日本の仏教の中でもとりわけ独特の発展を遂げた浄土思想の顕著な普遍的意義は、平泉の建築、一群の庭園に見る類い希なる空間配置、意匠・技術に直接的・有形的に反映している。



(4) 今日に伝わる浄土思想の無形的価値

平泉の建築・庭園の造営に重要な意義を持った浄土思想は、今日の平泉の地域における宗教儀礼や民俗芸能などにも確実に継承されている。

1126年に初代藤原清衡が「鎮護国家大伽藍一区」と称する仏堂・庭園(現在の「大池伽藍跡」の区域である可能性が高いとされている。)の落慶に当たって記した『中尊寺供養願文』には、前九年合戦(1051－1062)及び後三年合戦(1083－1087)で落命した全てのものの靈魂を「浄刹」(浄土)へと送るとともに、自らも死後に極楽浄土へと往生することを願って、現世に仏国土(浄土)を創造するという造営の趣旨が述べられ、浄土思想の「此岸(現世)」と「彼岸(来世)」に基づく当時の人間の死生観が明確に示されている。

そのような造営趣旨の下に清衡が祈祷を行ったところ、1匹の猿が現れて念仏踊りを舞い、落命した全てのものの靈魂を極楽浄土へと導いたとの伝承に基づき、現在の中尊寺境内においては「川西念仏剣舞」が行われている。

また、毛越寺の常行堂においては、毎年正月20日に常行三昧の修法が行われた後に、参集した人々の無病息災・長寿を祈願して、阿弥陀如来像に「延年」の舞が奉納される。

このような無形の諸要素は、日本に独特の性質を持つ仏教及びその中でも特に浄土思想に基づく死生観が、現在にも確実に継承されていることを示している。

以上のように、仏国土(浄土)を空間的に表現した平泉の建築・庭園群の意匠・形態へと直接的・有形的に反映した日本独特の性質を持つ仏教及びその中でも特に浄土思想は、日本人の死生観を醸成する上で重要な意義を担ったのであり、その本質は今日においてもなお確実に継承されていることから、顕著な普遍的意義を持つ。



b) 顕著な普遍的価値の証明

a)において証明した評価基準への適合性の証明の結果として、「平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—」は以下に記す観点から顕著な普遍的価値を持つ。

顕著な普遍的価値の言明

平泉は、12世紀日本の中央政権の支配領域と本州北部、さらにはその北方の地域との活発な交易活動を基盤としつつ、本州北部の境界領域において、仏教に基づく理想世界の実現を目指して造営された政治・行政上の拠点である。それは、精神的支柱を成した寺院や政治・行政上の中核を成した居館などから成り、宗教を主軸とする独特の支配の形態として生み出された。

特に、仏堂・浄土庭園をはじめとする一群の構成資産は、6～12世紀に中国大陸から日本列島の最東端へと伝わる過程で日本に固有の自然崇拜思想とも融合しつつ独特の性質を持つものへと展開を遂げた仏教、その中でも特に末法の世が近づくにつれ興隆した阿弥陀如来の極楽浄土信仰を中心とする浄土思想に基づき、現世における仏国土(浄土)の空間的な表現を目的として創造された独特の事例である。それは、仏教とともに受容した伽藍造営・作庭の理念、意匠・技術が、日本古来の水景の理念、意匠・技術との融合を経て、周囲の自然地形をも含め仏国土(浄土)を空間的に表現した建築・庭園の固有の理念、意匠・技術へと昇華したことを示している。

それらは、浄土思想を含む仏教の伝来・普及に伴い、寺院における建築・庭園の発展に重要な影響を与えた価値観の交流を示し、地上に現存するもののみならず、地下に遺存する考古学的遺跡も含め、建築・庭園の分野における人類の歴史の重要な段階を示す傑出した類型である。

さらに、そのような建築・庭園を創造する源泉となり、現世と来世に基づく死生観を育んだ浄土思想は、今日における平泉の宗教儀礼や民俗芸能にも確実に継承されている。

以上の理由により、「平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—」は顕著な普遍的価値を持つ。





c) 比較研究

推薦資産と共通の性質を持つ国内外の庭園・建築の事例を対象として行った比較研究の成果については、以下に示すとおりである。また、個別の比較項目については、付属資料-7を参照されたい。

1. 比較項目の特定

第2章b(ii)においては、平泉の建築・庭園及び考古学的遺跡群の起源と成熟を実証する浄土思想の概念の歴史的発展について概観し、それらが中国・朝鮮半島からの仏教の影響と日本における自然崇拜の伝統との統合の所産であったことを明らかにした。同時に、両者の統合は宗教的信仰の表現を政治的な権力・支配の実践に結合させ、平泉の建築・庭園及び考古学的遺跡群が日本において長期間にわたり発展した浄土思想の概念の絶頂に位置するものであったことを明示した。

平泉の発展の主たる特質は、以下の6点から成る。

1. 仏国土(浄土)及びそこへの救済に対する収斂
2. 宗教的建築群と行政的及び住宅的建築群との結合
3. 空間計画における東西軸の優勢。可能性な場合には、西方の独特の山への収斂と、それらの仏国土(浄土)の景観への反映
4. 阿弥陀堂建築
5. 浄土庭園
6. 阿弥陀堂建築及び浄土庭園の一つの景観意匠への結合

平泉の一群の建築・庭園及び考古学的遺跡群が持つ顕著な普遍的価値を考察するに当たり、それらが現存する阿弥陀堂建築及び浄土庭園の中でも最も特徴的・典型的かつ良好に遺存する事例であることから、他の資産との比較項目を以下の2点とした。

- 1) 構成資産の中に、阿弥陀如来像を安置した建築が含まれること。
- 2) 構成資産の中に、仏国土(浄土)の表現を目的として造営された庭園が含まれること。

2. 同種資産の特定

比較研究の対象とすべき同種の遺産を特定するに当たっては、日本を含むアジア・太平洋地域において既に世界遺産一覧表に記載されている文化遺産及び各締約国が暫定一覧表に記載している文化資産(以下、これらを総じて「遺産」という。)に限定した。



現在、アジア・太平洋地域において世界遺産一覧表に記載されている遺産は28ヶ国、186件に及び、各締約国が自国の暫定一覧表に記載した文化資産は26ヶ国、129件となっている(2009年8月10日:ユネスコ・ホームページによる)。これらの遺産の中から、仏教文化圏に属し、主として東アジア・東南アジア・南アジアに造営された宗教建築・庭園を含むものを抽出し、さらにそれらが政治・行政上の拠点と一体化しているか否か及び現世における理想世界の形成を目的として造営されたものであるか否かを考慮しつつ、比較研究の対象を選択した。【付属資料-7】

[本推薦書付属資料 7.a. 2-5 ページを参照]

3. 国内における同種資産との比較

(1) 世界遺産一覧表に記載された遺産又は暫定一覧表に記載された資産との比較

日本国内における古代から中世にかけての遺産で、仏教に基づき造営された建築・庭園を含むものとしては、世界遺産一覧表に記載されているものが5件、我が国の暫定一覧表に記載されているものが2件ある。

(1) 「法隆寺地域の仏教建造物」、評価基準(i)・(ii)・(iv)・(vi)、

1993年

(2) 「古都京都の文化財」、評価基準(ii)・(iv)、1994年

(3) 「古都奈良の文化財」、評価基準(ii)・(iii)・(iv)・(vi)、1998年

(4) 「日光の社寺」、評価基準(i)・(iv)・(vi)、1999年

(5) 「紀伊山地の霊場と参詣道」、評価基準(ii)・(iii)・(iv)・(vi)、

2004年

(6) 「古都鎌倉の寺院・神社など」、暫定一覧表記載資産

(7) 「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」、暫定一覧表記載資産

「法隆寺地域の仏教建造物」(1)は、構成資産の中に多数の仏教建築物を含んでいるが、阿弥陀堂建築物を含まず、庭園も含んではいない。

「古都京都の文化財」(2)は、構成資産の中に多数の仏教建築物及び庭園を含んでいる。しかし、それらは平泉の金色堂や常行堂などの浄土思想に直接関係する建築や一群の浄土庭園、及びそれらの考古学的遺跡とは性質及び価値評価の視点が決定的に異なる。

例えば、「古都京都の文化財」の構成資産のひとつである平等院阿弥



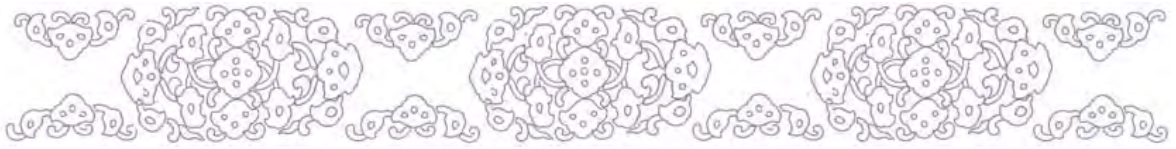
写真 3-1
法隆寺地域の仏教建造物(日本)
撮影 工藤由美子



陀堂は阿弥陀堂建築の優秀な作品ではあるが、左右に翼廊が延びる型式を持ち、堂内の壁面には壁画が描かれている。これに対し、金色堂は方三間の阿弥陀堂であるとともに、遺体・首級を安置する霊廟としての機能をも持つ独特の建築である。屋根板を除く全ての部材の外面に黒漆を塗り金箔を押し、徹底した輝光の荘厳を誇るほか、組物は沃懸地に夜光貝の螺鈿による宝相華唐草文で埋め尽くされ、長押は宝相華唐草文の地を緑青で埋め、中央には碧瑠璃が嵌め込まれている。したがって、金色堂は、技術面において平等院阿弥陀堂からの発展が見られ、意匠面において当時の阿弥陀堂建築の多様性を知ることができることから、特筆すべきものである。

また、「古都京都の文化財」に含まれる一群の庭園は、ほとんどが14世紀以降に造営されたものであり、本尊の浄土を荘厳するために仏堂の前面に一体として設けられた一群の浄土庭園とは異なる。唯一平等院の園池は、仏堂と一体となって阿弥陀如来の仏国土(浄土)を表現した優秀な浄土庭園の事例であるが、単独で存在する阿弥陀堂及び浄土庭園の事例である。したがって、多様な形態の浄土庭園が群として残され、その発展過程を確認できる平泉の事例とは大きく異なる。

平泉の一群の浄土庭園の中には、庭園の空間構成及び細部の意匠・構造面において、11世紀の作庭技術書である『作庭記』に記載された事項との照合が可能な毛越寺庭園をはじめ、住宅に端を発する浄土庭園としての特質を持つ観自在王院跡の園池、園池・仏堂、仏国土(浄土)の方位を象徴する背後の山が一体として並ぶ無量光院跡など、多様な事例を含んでいる点は特筆すべきである。



したがって、平泉の一群の浄土庭園は、「古都京都の文化財」に含まれる平等院の浄土庭園よりも高い質と価値を持っている。

「古都奈良の文化財」(3)は仏教建築を主体とするが、構成資産の中には阿弥陀堂建築は含まれていない。また、考古学的遺跡として構成資産のひとつに含まれている平城宮跡には平城宮東院庭園が存在するが、宮庭庭園としての性質を持つものであり、仏堂と一体化した平泉の浄土庭園とは形態・性質が異なる。

「日光の社寺」(4)は、仏教建築物として複数の霊廟を含むが、それらはいずれも17世紀以降のものであり、浄土思想とは直接の関係を持たない。また、庭園も含まれてはいない。



写真 3-2
日光の社寺(日本)
© 田中聡

「紀伊山地の霊場と参詣道」(5)に含まれる補陀洛山寺は、観世音菩薩の住处として南海の彼方にあると信じられた補陀落山への渡海・往生を願う補陀落信仰と深い関係を持つ寺院であり、境内の地下には仏教関係の考古学的遺跡が残されているが、仏国土(浄土)を表す建築・庭園は現存しない。

「古都鎌倉の寺院・神社など」(6)は、浄土庭園及び阿弥陀堂の考古学的遺構として永福寺跡のみならず、修復されて現存する浄土庭園の事例として称名寺の庭園が含まれる。しかし、前者は平泉の寺院及び庭園を模して造営された事例であり、後者はそれらの影響の下に造営された事例である。また、それらのいずれも霊廟としての機能を持たない。

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」(7)は、宮殿、支配者層の信仰拠点となった仏教寺院建築及び園池の考古学的遺跡を含む。しかし、寺院建築の遺構には阿弥陀堂などの浄土思想を表現したものは見られないばかりか、園池跡も宮殿の内廷又は禁苑としての性質を持ち、仏堂との位置関係によって表現される浄土庭園とは異なる形態・性質を持つものである。

付属資料一7b及び7cに、日本国内の浄土思想に関連する仏教建築及び浄土庭園の一覧表を掲載する。



(2) その他の同種資産との比較

ア. 建築

[本推薦書付属資料 7.c. 8-9 ページを参照]

* 資産名に付された番号及び表番号は本推薦書付属資料 7.c に対応するもの。

金色堂は、常行三昧堂を原形とする阿弥陀堂建築であり、白水の「願成寺阿弥陀堂」(7c-24)や「高蔵寺阿弥陀堂」(7c-26)など、その後

に造営された同様の阿弥陀堂建築に大きな影響を与えた。「願成寺阿弥陀堂」は、方3間の単層宝形造阿弥陀堂建築という点で金色堂と共通するが、屋根は柿葺で内部に壁画が描かれている点は、金色堂と異なっている。蒔絵や螺鈿細工による装飾もなく、霊廟としての機能は持たない。

「高蔵寺阿弥陀堂」は、方3間の単層宝形造阿弥陀堂建築という点で金色堂と共通するが、方3間、低い廻縁を巡らせた宝形造、茅葺の素木造で、巨大な円柱に単純な舟肘木をのせる一軒の簡潔な架構で、装飾を加えない点は金色堂と大きく異なる。

写真 3-3(左)
願成寺阿弥陀堂(日本)
© 佐藤嘉広



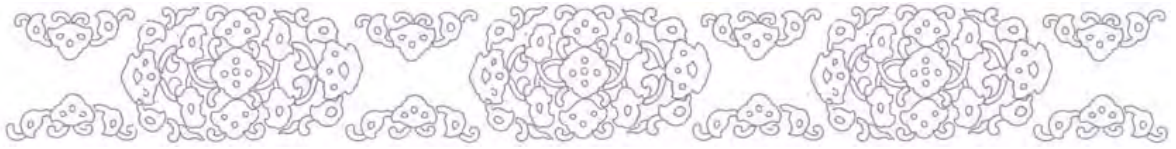
写真 3-4(右)
高蔵寺阿弥陀堂(日本)
© 佐藤嘉広



「法界寺阿弥陀堂」(7c-30)は、方5間の周囲に1間の裳階を巡らせた宝形造、檜皮葺の仏堂で、内陣の柱や長押上の小壁に創建当時の絵画が残る。金色堂とは規模が異なるとともに、建立年代も約100年新しい。

写真 3-5
法界寺阿弥陀堂(日本)
© 佐藤嘉広





これ以外に、「浄瑠璃寺阿弥陀堂」(7c-10)が現存するが、9体の阿弥陀如来像を安置した堂であり、方3間の型式ではない。また、「三千院往生極楽院」(7c-23)や「富貴寺大堂」(7c-25)、「鶴林寺常行堂」(7c-28)は常行堂であり、金色堂が持っていた阿弥陀堂建築としての性質は共通するが、霊廟としての性質を持たない点で異なっている。



写真 3-6
浄瑠璃寺阿弥陀堂(日本)
© 岩手県教育委員会



写真 3-7(左)
富貴寺大堂(日本)
撮影 菅常久

写真 3-8(右)
鶴林寺常行堂(日本)
© 佐藤嘉広

また、これらの阿弥陀堂建築では、現在、毛越寺常行堂のように常行三昧及び延年の舞などの浄土思想に直接関係する独特の修法・民俗芸能などは一体的に行われていない。

イ. 庭園(浄土庭園)

世界遺産一覧表又は我が国の暫定一覧表に記載されていないもので、現存する浄土庭園として、以下の事例が挙げられる。

[本推薦書付属資料 7.b. 6-7 ページを参照]

「願成寺」(7b-16)は、奥州藤原氏にゆかりの寺院と伝えられ、1160年に建立された方3間の阿弥陀堂の外周を取り囲むように一体となって園池が展開し、背後には経塚の営まれた山が控えている。しかし、池から望む阿弥陀堂及び背後の山は北の方向に展開することから、無量光院跡のように仏堂・庭園・背後の山の3者が一体として西方極楽浄土を表現するような典型的な空間配置は見られない。



写真 3-9
願成寺の浄土庭園(日本)
© 佐藤嘉広



「浄瑠璃寺」(7b-11)は、興福寺一乗院の僧惠信によって1150年に造営された寺院である。西に9体の阿弥陀如来像を安置した九体阿弥陀堂が、東に薬師如来を安置した三重塔が、それぞれ中央の園池に面して建ち、それらの四周を山又は丘陵が取り囲む良好な風致景観の浄土庭園である。しかし、阿弥陀堂の背後の山が、特に阿弥陀如来の西方極楽浄土を象徴しているとはいえない。

「円成寺」(7b-12)は、1153年頃に浄土庭園として造営された。園池



の北側には、阿弥陀堂が南面して建立されている。池と阿弥陀堂が南北方向に並ぶ点は、西方極楽浄土の方位を空間的に表現したものとはいえない。

上記の3例以外にも、平安京南郊

の鳥羽には「証金剛院」・「勝光明院」などの寺院に付属する浄土庭園(7b-5. 9. 10. 13)が数多存在したことが知られる。これらの浄土庭園は、平泉とほぼ同時期に「御所」(上皇の居住と政務の場)・「御堂」とも一体的に造営されたものである。しかし、その後の開発行為等により現存するものは皆無であり、考古学的遺跡として地中に遺存しているものについても保存状況は良くない。

また、これらの同種の庭園の中には、毛越寺庭園及び観自在王院庭園などのように、11世紀の作庭技術書である『作庭記』の記述と細部にわたって明確に照合が可能な事例は含まれていない。

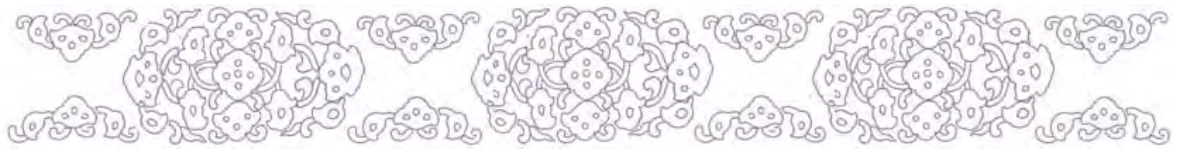
(3) 結論

浄土思想に関連する仏教建築には、常行堂、阿弥陀堂などがある。阿弥陀堂は内部に阿弥陀如来像を安置することからこの名があり、正方形平面を持つもの(代表例;中尊寺金色堂)、正方形平面の左右に翼廊を持つもの(代表例;平等院阿弥陀堂、無量光院阿弥陀堂跡)、9体の阿弥陀如来像を横一列に安置するため長方形の平面を持つもの(代表例;浄瑠璃寺阿弥陀堂)の3形式が見られる。これらは、末法思想の流行とも関連して、自らの極楽往生を希求する阿弥陀浄土信仰の隆盛に伴って建立されたものである。

奥州藤原氏初代清衡は方3間の小規模な阿弥陀堂建築の流行をいち早く取り入れ、1124年に中尊寺境内に金色堂を建立した。金箔と漆による彩色、透し彫りによる飾金具、亜熱帯産の夜光貝を使用した螺鈿、菩

写真 3-10
円成寺の浄土庭園(日本)
© 岩手県教育委員会

[本推薦書 132-133 ページを参照]



薩絵を描いた巻柱などに代表される堂内外の荘厳は、阿弥陀如来の極楽浄土信仰がもたらした装飾美の極致を成す。金色堂は、12世紀における美術・工芸の粋を尽くし、光輝く仏国土(浄土)の世界を創出した。仏堂内部に壁画ではなく、漆工芸による仏画を持つ点に加え、特に祖先崇拜の思想とも密接に関連しつ霊廟としての性質をも併せ持つ点は、他の阿弥陀堂建築とは全く異なる金色堂の独特の性質である。

また、毛越寺の常行堂については、現在においてもなお常行三昧の修法及び「延年」の舞が演じられる場となっており、各地に伝わる他の常行堂と異なる側面を持つ。そのような浄土思想に直接関係する宗教儀礼や芸能が一体として継続的に行われているという事実は、12世紀の平泉の浄土思想の神髄が有形・無形の諸要素として現在に確実に伝えられていることを示しており、毛越寺常行堂が他の常行堂建築と比較して類い希なる性質を持っていることは明らかである。

さらに、平等院庭園を含め数多ある浄土庭園の中でも、平泉の一群の浄土庭園とそれらの考古学的遺跡は、約100年の間に奥州藤原氏によって創造された多様な類型(中尊寺大池伽藍跡、毛越寺庭園、観自在王院跡、無量光院跡)を含むのみならず、空間構造が最高に発展した類型(無量光院跡)や『作庭記』の記載事項と細部の意匠・技術にわたって照合が可能な類型(毛越寺庭園)をも含むことから、他に類例を見ない傑出した事例である。

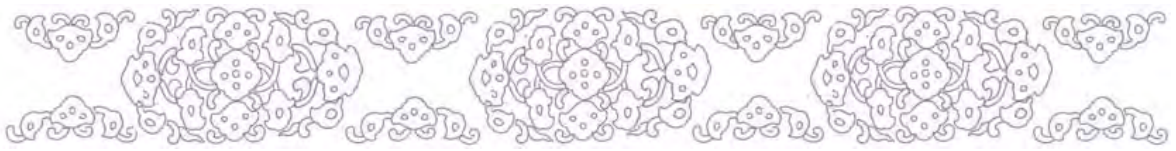


4. 国外における同種資産との比較

(1) 世界遺産一覧表に記載された遺産又は暫定一覧表に記載された資産との比較

アジア・太平洋地域において、宗教建築又は庭園を含む同種遺産としては、以下に示すとおり、既に世界遺産一覧表に登録されているものが18件あり、それ以外に「中国のシルクロード」(中国)、「ピーマイ、ムアナム及びパノムルンに至る文化的通路とその関係寺院」(タイ)など、各締約国の暫定一覧表に登載されている資産が3件ある。

- (8) 「シギリヤの古代都市」(スリランカ) 評価基準(ii)・(iii)・(iv)、1982年
- (9) 「タージ・マハル」(インド) 評価基準(i)、1982年
- (10) 「古都スコータイと周辺歴史地区」(タイ) 評価基準(i)・(iii)、1991年
- (11) 「古都アユタヤと周辺歴史地区」(タイ) 評価基準(iii)、1991年
- (12) 「仏陀の生誕地ルンビニー」(ネパール) 評価基準(iii)・(vi)、1997年
- (13) 「アンコール」(カンボジア) 評価基準(i)・(ii)・(iii)・(iv)、1992年
- (14) 「フエの建造物群」(ヴェトナム) 評価基準(iii)・(iv)、1993年
- (15) 「承德の避暑山庄と外八廟」(中国) 評価基準(ii)・(iv)、1994年
- (16) 「ラサのポタラ宮歴史地区」(中国) 評価基準(i)・(iv)・(vi)、1994、2000、2001年
- (17) 「石窟庵と仏国寺」(韓国) 評価基準(i)・(iv)、1995年
- (18) 「宗廟」(韓国) 評価基準(iv)、1995年
- (19) 「廬山国立公園」(中国) 評価基準(ii)・(iii)・(iv)・(vi)、1996年
- (20) 「蘇州古典園林」(中国) 評価基準(i)・(ii)・(iii)・(iv)・(v)、1997年
- (21) 「昌徳宮」(韓国) 評価基準(ii)・(iii)・(iv)、1997年
- (22) 「頤和園」(中国) 評価基準(i)・(ii)・(iii)、1998年
- (23) 「慶州の歴史地区」(韓国) 評価基準(ii)・(iii)、2000年
- (24) 「プレアヴィヒア寺院」(カンボジア) 評価基準(i)、2008年
- (25) 「五台山」(中国) 登録基準(iii)・(iv)・(v)、2009年
- (26) 「ピーマイの文化の道、及びパノムルンとムアタンの関連寺院」(タイ) 暫定



(27)「杭州西湖の龍井茶園」(中国)暫定

(28-1)「寧波市:海のシルクロード(中国のシルクロードの部分)」(中国)暫定

(28-2)「唐代長安市の遺跡:陝西(中国のシルクロードの部分)」(中国)暫定

これらの21の同種遺産は、構成資産の中に仏教をはじめとする東アジア・東南アジア・南アジアに展開した諸宗教に関連する建築物を含むのみならず、それらと一体の庭園をも含む遺産である。それらのうちの1件は浄土思想に関連する仏教建築を含む資産であり、11件は政治・行政上の拠点としての性質を併せ持つ資産である。さらに、7件は現世における理想世界の創造を目指して造営されたものである。しかし、各々の遺産が成立する背景となった理念をはじめ、資産を構成する要素、空間的構造の特質などについては異なっている。

[本推薦付属資料 7.d. 及び 7.e. 10-13 ページを参照]

[本推薦書参考資料 2 “Paradise and Gardens in Eastern Asia, Final Report of the International Expert Meeting on Paradise and Gardens in Eastern Asia” を参照]

これらの同種の遺産のなかでも、特に韓国の仏国寺は、平泉の一群の浄土庭園との比較対象として重要である。「石窟庵と仏国寺」(17、7d-28、7e-18)に含まれる仏国寺は、8世紀に創建された仏教寺院である。

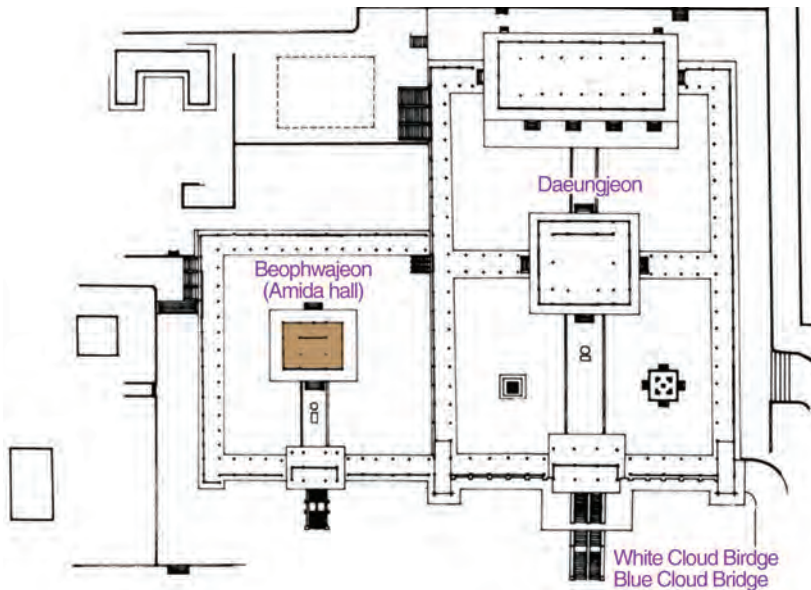


写真 3-11
九品蓮池の遺構



写真 3-12
九品蓮池が存在したと考えられる場所の現状(北から)
© 佐藤嘉広

Nine-Petaled Lotus Pond

図 3-1
仏国寺平面図(韓国)

仏国寺の配置は、法華経にあらわれる多宝如来の世界を象徴しており、高位の石壇に大雄殿が、低位の石壇に西方浄土を象徴する極楽殿が



配置されていた。さらに、発掘調査により、主要な仏堂である大雄殿の前には九品蓮池と呼ぶ園池から成る浄土庭園が展開していたことが判明した。この園池は長径約39.5m、短径約25.5mの楕円形を成し、石積により護岸されている。一群の仏堂が建つ区域の南を画する石積擁壁に白雲橋及び青雲橋と呼ぶ石階が取り付け、その南端に園池が展開する。仏国寺の寺伝やその名称から、この園池が浄土思想と密接な関連を持ち、白雲橋・青雲橋を含め聖域と俗界とを区分する境界としての機能を持っていたものと考えられている。ただし、九品蓮池の護岸に見る意匠・技術は、平泉の一群の浄土庭園に見る優美な曲線と緩やかな勾配から成る独特の洲浜状汀線のそれとは大きく異なっている。さらに、九品蓮池では、白雲橋及び青雲橋と軸を合わせる位置に橋が存在しないことから、浄土庭園を構成する空間装置としての橋の配置が平泉の毛越寺などとは異なっていたことがうかがえる。

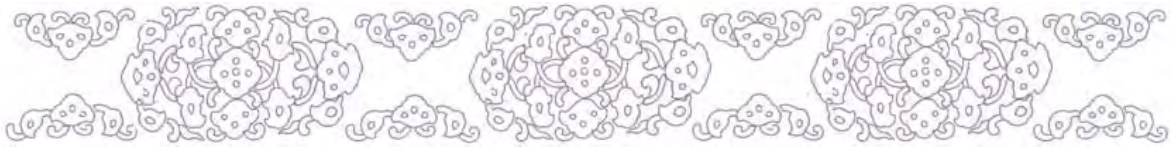
また、「慶州の歴史地区」(23、7d-26)には、神仙思想に基づき理想世界を表現した雁鴨池及び離宮の庭園的な導水施設である鮑石亭が含まれている。雁鴨池は、7世紀に造営された新羅王朝の王宮に付属する庭園である。雁鴨池の西南岸には臨海殿などの建築物が建ち、それらの垂直に切り立った直線状の高い石積基壇が池の護岸を成していたのに対し、その対岸に当たる東北岸は曲線を成す護岸であった。しかし、いずれも石を積み上げた擁壁状の護岸であり、優美な曲線と緩やかな勾配を持つ洲浜状汀線を主体とする同時代以降の日本庭園とは明らかに意匠・技術が異なる。また、浄土思想に基づき造営された建築・庭園の考古学的遺跡ではなく、臨海殿などかつて園池に接して建っていた建築物も仏堂ではない。鮑石亭は9～10世紀の離宮に設けられた導水施設で、断面が凹字形の石材を延長約22mにわたって鮑の形を描くように連結した美しい石渠であるが、その意匠・技術は毛越寺庭園の遣水のそれとは全く異なっている。

写真 3-13 (左)
雁鴨池(慶州の歴史地区、韓国)
© 佐藤嘉広



写真 3-14 (右)
鮑石亭(慶州の歴史地区、韓国)
© 本中眞





「昌徳宮」(21、7d-32)内には、秘苑とされる庭園が広がり、その中に芙蓉池と呼ぶ方形池が存在する。

しかし、芙蓉池の造営年代は17世紀であり、浄土思想に基づくものではなく、池に臨む建築物も仏堂ではない。また、導水施設として自然石に流盃渠を掘り込んだ王流川が造営されているが、板石や玉石等を組



写真 3-15
芙蓉池(昌徳宮、韓国)
© 佐藤嘉広

み合わせて自然の流路を表現した毛越寺の遣水とは意匠・構造ともに異なる。

世界遺産及び韓国の世界遺産暫定一覧表記載の資産ではないが、

「景福宮」(7d-31)の園池は、「昌徳宮」と同様に王宮に付属する方形池であることから、平泉の浄土庭園とは異なる。



写真 3-16
景福宮(韓国)
撮影 Joon-Young, Kim



12世紀又はそれ以前に遡る韓国の浄土信仰に関連する現存建築物としては、世界遺産及び韓国の世界遺産暫定一覧表記載の資産ではないが、「鳳亭寺」(7e-20)の極楽殿と「浮石寺」(7e-21)の無量寿殿が知られ、いずれも阿弥陀如来像が安置されている。

鳳亭寺は、672年に創建された寺院である。その仏堂のひとつである



極楽殿は12世紀末期に建てられたとされており、韓国における最古の木造建築物として知られる。

浮石寺は、7世紀に創建された華嚴宗の寺院である。その本堂に当たる無量寿殿は5間×3間の入母屋造の建築物で、13世紀に浮石寺が修復された際に建てられたと考えられている。



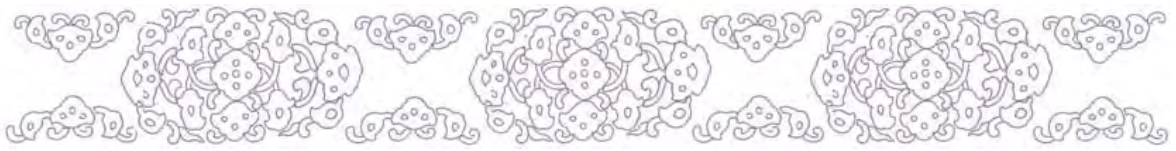
これらは、いずれも日本の阿弥陀堂とほぼ同時期に属する仏堂である。しかし、これらの仏堂と、11世紀以降の日本で普及した翼廊を伴う阿弥陀

堂や方3間の阿弥陀堂との間には、様式上の直接的な関連性が認め難い。また、仏堂の前面に園池を伴わない点についても、平泉の仏堂及び浄土庭園群とは異なっている。

中国の「莫高窟」(世界遺産一覧表記載遺産、評価基準(i)・(ii)・(iii)・(iv)・(v)・(vi)、1987年)の壁画には、阿弥陀如来の極楽浄土を象徴する宝楼殿舎及び宝池が描かれているが、それらを実体化した建築や庭園の現存事例又は考古学的遺跡については確認されていない。

写真 3-17
鳳亭寺極楽殿(韓国)
© 佐藤嘉広

写真 3-18
浮石寺無量寿殿(韓国)
© 佐藤嘉広



「五台山」(25、7e-14)は国際的な仏教文化交流の中心であり、世界的な仏教聖地として多数の伽藍や霊廟を持つ。その中には、仏光寺の諸仏堂及び顕通寺の大雄宝殿・無量殿など、阿弥陀如来や薬師如来によって浄土を表現した仏堂も含まれている。また、単に仏教的要素のみならず、道教・儒教などの各要素が融合して反映されている。しかし、一見して金色堂と類似するかのような外観を持つ顕通寺銅殿なども、1606年に造営された仏堂であり、金色堂とは意匠・技術、建立年代の点でまったく異なる。さらに、五台山の各寺院では、仏堂と一体化した庭園の存在は確認されていない。



写真 3-19
顕通寺銅殿(五台山、韓国)
© 岩手県教育委員会

唐代の皇室庭園で「中国のシルクロード」(中国の暫定一覧表記載)に含まれる西安大明宮の御苑(7d-6)は、平泉と同様に政治・行政上の拠点の施設として造営されたものである。中央部の太液池には島が築かれ、その周囲には数多くの建築物が建っていたことが知られる。しかし、それらは宗教的建築物ではなく、浄土思想に基づくものでもない。同様に、寧波の保国寺(7d-18、7e-13)の境内には「浄土池」と呼ぶ方形池が存在するが、池の名称に対応するような阿弥陀如来像を安置した仏堂は存在しない。したがって、池と建物との関係及び池の形状については、平泉の一群の浄土庭園とまったく異なる。さらに、阿育王寺(7d-4)及び天童寺(7d-22)の仏堂の前面には園池が設けられているが、いずれも放生池¹としての性質を持つ園池である。それらは方形又は隅丸方形を成し、意匠・技術の点で平泉の一群の浄土庭園とは異なる。



写真 3-20
阿育王寺(シルクロードの中国部分、中国)
© 岩手県教育委員会

写真 3-21
保国寺浄土池(シルクロードの中国部分、中国)
© 岩手県教育委員会

1 放生池: 「放生」とは、仏教の殺生禁断思想に基づき、捕らえた魚鳥等を山野池沼に放ち逃がす慈悲行為を指す。仏教寺院の境内には、放生を行う儀式のための施設として、「放生池」が設けられた。



「承德の避暑山荘と外八廟」(15)のうち、避暑山荘は中国の皇帝によ



り造営された庭園の中でも大規模を誇り、その外周を皇帝の廟である11の寺院が取り囲む。特に避暑山荘は、18世紀に江南地方の自然景観を模して造成された総面積5.64km²にも及ぶ庭園を中心として、湖水に臨

写真 3-22
承德の避暑山荘と外八廟(中国)
撮影 Wang Leon

む宮殿建築、仏教寺院、道観、祠廟などの多数の建築物から成る。庭園は理想世界を目指して造営されたものではあるが、浄土思想に基づくものではない。また、周囲の寺廟はラマ教に基づくものであり、チベットの建築様式に基づき建立されている。したがって、平泉における仏国土(浄土)の表現を意図して造営された建築・庭園とは異なる。

「蘇州の古典園林」(20、別表4-19)は、主として16世紀から18世紀



にかけての個人住宅の庭園であり、仏教に基づく浄土庭園とは異なる。

写真 3-23
蘇州の古典園林(中国)
撮影 Gisling

ネパールの「仏陀の生誕地ルンビニー」(12)には、方形の沐浴池が含まれる。紀元前623年にブッダがルンビニーの園林で誕生したと伝



えられることから、今なお仏教の聖地及び仏教徒の巡礼地として最も重要な場所のひとつとなっている。ルンビニーの方形池はブッダが生誕後に沐浴を行った場所とされ、平泉における仏国土(浄土)の表現を

写真 3-24
仏陀の生誕地ルンビニー
(ネパール)
撮影 Bpilgrim

意図した浄土庭園とは、池の機能のみならず、用いられている意匠・技術は大きく異なる。



スリランカの「シギリヤの古代都市」(8)は、アジア地域で最古の庭園跡のひとつとされる「水の庭園」跡を含む。この庭園跡は、側面に天女が描かれた岩山の西側に位置する。しかし、そこには、ヨーロッパ及び西アジアの庭園に類似する幾何学的な方形の園池と水を循環させる噴水など、独特の意匠・技術が見られる。したがって、緩やかな曲線・勾配の汀線により自然の海浜景観を表現し、建築との一体的な仏国土(浄土)の表現を意図した浄土庭園の理念、意匠・技術とは大きく異なる。



写真 3-25
古代都市シギリヤ(スリランカ)
撮影 Nataraja

インドの「タージ・マハル」(9)では、17世紀に大理石を用いて建立された霊廟建築の前面に、幾何学的な形態を持つ庭園が堀に囲まれて展開する。それはイスラム教の霊廟建築及び庭園の空間構成、意匠・技術に基づくものであり、浄土庭園のそれとは全く異なる。



写真 3-26
タージ・マハル(インド)
撮影 Philip Greenspun

ヴェトナムの「フエの建造物群」(14)には、フエの王宮に付属する庭園が含まれているが、石組みの方形池を中心とし、その設計にはフランス城郭の影響も認められるなど、仏教を直接的・有形的に反映した浄土庭園とは異なる。



写真 3-27
フエの建造物群(ベトナム)
© 本中真

また、東南アジアを代表する重要な考古学的遺跡である「アンコール」(13)においては、寺院の中に設けられた聖池及び周囲に設けられた環濠は方形の意匠・構造を基調としており、平泉の一群の浄土庭園における作庭の理念、意匠・技術とは全く異なる。



写真 3-28
アンコール(カンボジア)
© 佐藤嘉広

水濠造営の基調となった思想についても、「アンコール」の思想的背景はヒンドゥー教と仏教との融合にあり、古来の自然崇拝と融合した独特の性質を持つ日本的仏教、特に浄土思想を基調として造営された平



泉の一群の浄土庭園とは異なる。インドで発生し、各地へと伝播する過程でそれぞれの土着信仰と融合しつつ発展を遂げた仏教は、東南アジアの密林地帯と仏教伝播の東の終着点の両者において、それぞれアンコールと平泉という政治・行政上の拠点において、独特の建築・庭園の意匠・技術を生み出した。

(2) 結論

既に世界遺産一覧表及び各国の暫定一覧表に記載されている国外の同種遺産の中には、阿弥陀如来の極楽浄土を表現した単独の仏堂をはじめ、仏教以外の諸宗教に基づき造営された諸堂が存在するが、それらはすべて意匠・技術の点で平泉の中尊寺金色堂とは大きく異なる。堂内に政治・行政上の拠点の累代の当主をミイラとして安置し、霊廟としての機能を同時に持つ事例も他には存在しない。

また、それらの中には、一群の浄土庭園から成る遺産も存在しない。韓国では、わずかに仏国寺の九品蓮池が浄土庭園の事例として知られるのみであり、その後同形式の多様な園池の形態を含む一群の事例が生み出された形跡はない。多様な日本の浄土庭園の形式は、中国大陸から朝鮮半島を経由して伝来した浄土思想と日本的自然観とが融合し、外来の作庭に関する理念、意匠・技術と在来の水辺の祭祀場における水景の理念、意匠・技術とが融合する過程において、日本で独特の発展を遂げた作庭の理念、意匠・技術に基づき完成したものである。その中でも平泉の一群の浄土庭園は、12世紀における浄土庭園の発展・伝播の歴史を明確に示している。

以上の比較研究の成果は、平泉の一群の建築・庭園及び考古学的遺跡群が、インドから中国・朝鮮半島を経て日本へと及んだ仏堂建築及び作庭の発展に影響を与えた重要な価値観の交流を表すのみならず、同分野における歴史の重要な段階を示す傑出した類型であることをも表している。

自然崇拜思想と関係を持ちつつ発展・変容を遂げた日本の浄土思想は、仏教がどのように発展を遂げ、他の信仰と関わりを持つように変容したのかということを明示している。日本は、中国や朝鮮半島から浄土思想を受容したが、それは仏教の重要な側面であったために、在来の自然崇拜思想と融合しつつ、独特でより広い意義を持つものへと発展させた。浄土思想の本質的側面は、阿弥陀堂建築と浄土庭園を西方の山へと結びつけつつ、仏国土(浄土)の姿を現世に実現することにあつた。本章



における比較研究は、平泉の建築・庭園及び考古学的遺跡群がこの現象の最も良好に遺存する事例であることを示すとともに、その結果として、平泉が世界遺産一覧表に記載されることの正当性を証明している。



d) 完全性・真実性

1. 推薦資産全体の完全性・真実性

(1) 完全性

推薦資産には、仏国土(浄土)を表現した優秀な芸術作品である建築・庭園及び考古学的遺跡群が、仏教に基づく理想世界の実現を目指して造営された平泉の中核を成す不可欠の諸要素として、適切な範囲設定と良好な状態の下に、過不足なく含まれている。したがって、推薦資産の全体は、『世界遺産条約履行のための作業指針』第88項に示された以下の3点に基づき、高い完全性を保持している。

① 顕著な普遍的価値を表すのに必要な全ての要素を含む範囲が確保されているか(第88項-a))。

推薦資産の範囲は平泉という政治・行政上の拠点の中核部に相当し、区域内には仏国土(浄土)を表現した優秀で多様な形態・意匠を持つ建築・庭園及び考古学的遺跡の事例が濃密に分布する。したがって、それは仏国土(浄土)を表す不可欠の構成資産をすべて含み、資産が持つ顕著な普遍的価値の完全性を保持する範囲として十分である。

② 資産の重要性を継承する諸要素・過程を完全に表す上で適切な範囲が確保されているか(第88項-b))。

推薦資産には、12世紀の100年にわたる平泉の造営過程を通じて、阿弥陀堂建築の傑作としての事例、左右に翼廊を伴う阿弥陀堂建築の考古学的遺跡の事例、浄土思想に直接関係する宗教儀礼・芸能の場となっている阿弥陀堂建築の事例が含まれるのみならず、当時の作庭技術書の記載事項との照合が可能な優秀作品としての浄土庭園の事例や、仏国土(浄土)の方位を象徴する背後の丘陵、居住・政務の場となる居館などとの緊密な位置関係の観点から最も発展した形態として位置付けることの可能な浄土庭園の事例が含まれる。したがって、推薦資産は仏国土(浄土)を表す建築・庭園の多様な類型を含み、「資産の重要性を継承する全ての諸要素・過程」の観点からの完全性を十分に保持している。

③ 開発及び／又は管理放棄による負の影響を受けているか(第88項-c))。

推薦資産の全体は、個々の構成資産から視認が可能な周囲の



丘陵・山・河川などの自然地形を含む適切な範囲の緩衝地帯に囲まれている。緩衝地帯においては、負の影響を与える可能性のある行為に対して適切な法的規制を行うとともに、包括的保存管理計画の下に保全又は改善のための対策を明示している。したがって、資産の周辺環境の保全に関する完全性に揺らぎはない。

(2) 「記念工作物」としての真実性

「記念工作物」を構成する木造建築については、『世界遺産条約履行のための作業指針』第82項に示された文化遺産の評価に適用される8つの真実性の属性のうち、①意匠・形態、②材料・材質、③用途・機能、④位置・環境、⑤伝統・技術、⑥精神性・感性の6つの観点からの分析が求められる。個々の属性に基づく分析については、以下に示すとおりである。

①意匠・形態

近代以前に行われた修理によって、補強など小規模な変更に伴う部分修理を行った箇所もあるが、建築の歴史的価値を表す平面形式、構造様式、内外の立面意匠は創建当時のままである。

②材料・材質

近代以降の保存修理事業においては、創建後に修理又は改変された後補部分について、後補材の撤去・復原・欠失した部分の部材の復旧を行うなど、高い真実性が追求されてきた。その中には、中尊寺金色堂のように、脆弱な材質・仕上げ、内部に安置された遺体等の性質の観点から、新たに堅牢な覆屋を建設して、その保存を確実にすることが不可欠であった事例も含まれる。



③用途・機能

いずれの記念工作物についても、宗教空間としての静逸さを保ち、浄土思想に直接関係する宗教儀礼や芸能の行う場として用いられ、十分機能している。

④位置・環境

いずれの建造物も、創建以来の位置を維持し、境内林に囲まれた周辺の環境も良好である。特に、建造物築の基礎構造を成す礎石については、発掘調査等の学術調査において正確に記録するとともに、重要な歴史資料として原位置において確実に保存を図っている。また、中尊寺金色堂のコンクリート造覆堂については、元の木造の覆堂の意匠・形態を十分考慮し、金色堂の周辺環境にも調和した外観となっている。

⑤伝統・技術

脆弱な材料・材質から成る木造建築の修理に関する伝統をはじめ、そこに用いられる技術についても確実に継承されている。

⑥精神性・感性

仏国土(浄土)を表すとともに、霊廟としての性質を持つ建築空間、及び浄土思想に直接関係する宗教儀礼・民俗芸能を執り行う建築空間であり、地域社会における精神的な拠り所として十分機能していることから、浄土思想に直接関係する高い精神性・感性が維持されている。

以上のように、「記念工作物」を構成する木造建築の真実性は、総体として確実に伝達されている。

(3) 「遺跡」としての真実性

「遺跡」を構成する庭園、考古学的遺跡については、『世界遺産条約履行のための作業指針』第82項に示された文化遺産の評価に適用される8つの真実性の属性のうち、①意匠・形態、②材料・材質、③位置・環境の3つの観点からの分析が求められる。それらについては、以下に示すとおりである。

「遺跡」を構成する一群の庭園については、地下遺構を修復して芸術上・観賞上の価値が顕在化された事例のみならず、地下に埋蔵された状態の事例をも含め、意匠・形態、材料・材質、位置・環境の属性において、「遺跡」としての真実性は高く維持されている。



特に修復された庭園については、地上に遺存する立石・築山・滝石組をはじめ、地下遺構を露出して修復が行われた遣水遺構、地下に埋蔵された遺構を土で被覆したうえで修復が行われた礫敷汀線など、庭園の構成要素の意匠・形態、材料・性質、位置・環境に応じて適切な修復の手法が選択されており、それらの真実性は確実に伝達されている(付属資料-4を参照のこと)。

[本推薦書付属資料 4.2-1.a.
48-59 ページを参照]
[本推薦書付属資料 4.3.a. 70-73
ページを参照のこと]

仏国土(浄土)の方位を象徴し、頂部に経塚が存在する金鶏山についても、形態に変更はなく、經典の埋納遺構についても原位置において保存されており、その価値の真実性は確実に伝達されている。

また、伝統的に土や木を材料としてきた日本の建築文化において、失われてしまった地上の建造物の痕跡は、推薦資産の全体にわたり、考古学的遺跡として周辺的环境とも一体的に地下に原位置を保ったまま良好な状態で残存している。このような「遺跡」を構成する考古学的遺跡については、これまでに推薦資産の範囲内において計198回に及ぶ数多くの発掘調査が行われ、その成果に基づく学術的な調査研究の成果が蓄積されてきた。さらに、それらの原位置における考古学的遺跡としての形態、材料・材質に関する保存状況も万全であり、それらの真実性の伝達については将来にわたり確実に保証されている。

以上のように、修復された庭園のみならず、地下に埋蔵されている建築・庭園の考古学的遺跡をも含め、「遺跡」としての真実性は総体として確実に伝達されている。



2. 建築・庭園(浄土庭園)の完全性・真実性

構成資産の中でも、特に個々の建築・庭園(浄土庭園)とその考古学的遺跡の完全性・真実性については、以下のとおりである。

(1) 建築

ア. 中尊寺金色堂及び覆堂

1962～1968年に実施された中尊寺金色堂保存修理工事では、綿密に部材の破損状況とその原因について調査するとともに、当初部材の加工技法を特定するための詳細な調査・研究を実施し、その結果に基づいて取替部材の仕上げを行った。また、長期間にわたる自然環境の影響等により劣化が進み、やむなく取り外さざるを得なかった当初部材については、実測図など詳細な記録を作成した上で、その中でも重要な部材を適切に保存した(『国宝中尊寺金色堂保存修理工事報告書』)。こうして、正確な調査結果に基づき、劣化した最小限の部材を同種・同規格の新材と取り替えるという木造建築にとって最も適切な修理の方法が採用された。また、金色堂が12世紀の創建当時の状態を継続的に維持してきたことは、上記の保存修理工事の結果をはじめ、文献史料(『吾妻鏡』)からも証明されている。

さらに、今なお奥州藤原氏三代の遺体と四代の首級をそれぞれミイラとして納めている霊廟であることも、1950年に行われた遺体の学術調査から証明されており(『中尊寺御遺体学術調査・最終報告』)、信仰の対象である金色堂が持つ独特の機能・精神性・記念的意義なども確実に現在に継承されている。

また、このときの修理工事では、15世紀以降、金色堂を風雪から保護してきた木造覆堂を近接する位置に移築して保存するとともに、旧覆堂の外観を模して周辺景観にも配慮しつつ、新たに空調機能をも備えたコンクリート製の堅牢な覆屋を建設し、金色堂のみならず内部に安置された遺体と首級(ミイラ)を確実に原位置にて保存することとした。

このように、脆弱な木造建築物とその中に納められた遺体、及びそれらを存続するために行われてきた修復・保存の在り方は、アジア地域に独特の気候上の制約に基づきつつ、各時代の技術を駆使して引き継がれたものである。それは、劣化した部材を同種・同規格の新材と取り替えつつ全体の意匠・形態、材料・材質を継承し、結果的に用途・機能、精神性・感性を継承しようとする木造建築の修復・保存の「文化的伝統」を表すものでもある。したがって、形態・意匠、材料・材質、用途・機能、伝統・



技術、位置・環境、精神性・感性の各属性における金色堂及び覆堂の真実性は、今日に至るまで確実に継承されている。



写真 3-29 (左)
以前の金色堂覆堂
© 川嶋印刷株式会社

写真 3-30 (右)
現在の金色堂覆堂
© 川嶋印刷株式会社

イ. 中尊寺経蔵

地上に残された14世紀創建の建築遺構のみならず、当初建築の基礎構造を示す地下遺構をも含め、良好に保存されている。それらの形態・意匠、材料・材質、位置・環境の各属性における真実性は確実に維持されている。

ウ. 毛越寺常行堂

庭園の園池北岸に遺存する常行堂は、16世紀の火災焼失後に再建されたときの形態・意匠、材料・材質、伝統・技術、位置・環境をそのまま継承しており、その真実性は高い。

発掘調査の結果、ほぼ同位置において確認された12世紀に遡る常行堂の地下遺構についても、埋め戻すことにより原位置において良好な状態で保存している。毛越寺の伽藍のうち、失われた他の主要堂宇が再建されなかったのに比較すると、火災焼失後においても直ちに再建された常行堂は、毛越寺にとって極めて重要な仏堂として尊重されてきたことを示している。現在においても、常行堂では浄土思想と直接的な関係を持つ常行三昧の修法及び「延年」の舞が定期的に行われている。したがって、常行堂が持つ用途・機能の属性における真実性、及び浄土思想との直接的関連性を示す精神性・感性の属性における真実性についても、確実に継承されている。



(2)庭園(浄土庭園)

浄土庭園の意匠・技術は、11世紀後期の作庭技術書の『作庭記』に記載された「自然を尊重し、自然に習う」という考え方に合致しており、日本古来の伝統的な庭園の意匠・技術を踏まえたものである。浄土庭園の意匠・技術上の価値の源泉を成す園池の地割や護岸手法は、それらの位置・環境とともに、現況に残された地形の痕跡や良好な状態で地下に遺存する考古学的遺跡の発掘調査成果から証明されている。それらの修復に当たっても、劣化が顕著でない景石については露出させることとし、脆弱な石材又は不安定な石敷き・礫敷きなどについては、適切な厚さの粘土で被覆した上で新たな石材を用いて修復するなど、遺構の保存状況に応じて適切な修復手法を選択している。したがって、平泉の一群の浄土庭園が持つ真実性については、全く揺らぎはない。

毛越寺庭園などの植栽についても、発掘調査によって出土した枝葉・種子などの植物遺体及び土中に含まれる花粉の分析成果などに基づき、当時の植生環境の復元に努めており、浄土庭園の環境の真実性に問題はない。



さらに、日本庭園はそれ自体で完結するものではなく、周囲の自然環境ともよく調和した芸術的・学術的価値の高い資産である。特に平泉の浄土庭園群は、仏堂及び園池の背後に浄土を象徴する小独立丘や丘陵が控えるなど、庭園のみならず周辺の地形をも含め必要十分な諸要素が良好に保存されており、その管理も適切である。このように、平泉の一群の浄土庭園が周辺環境と一体となって形成する完全性についても確実に保持されている。

なお、浄土庭園を含め、日本庭園における真実性の保持の考え方及びそれに基づく修復・整備の手法は、1982年にイコモス総会において採択された「歴史的庭園の保存に関するフィレンツェ憲章(1982)」¹に定める国際基準にも十分合致している。

ア. 毛越寺

毛越寺の庭園には、『作庭記』に示された作庭の理念、意匠・技術を反映した構成、園池・流れ・石組・築山など、12世紀の庭園に独特の意匠・技術が良好な状態で継承されていることから、今は失われた同時代の同種事例の中でも浄土庭園の典型例として貴重である。

その修復に当たっては、発掘調査により判明した園池遺構を確実に保存するとともに、浄土庭園の地割・意匠・空間構造の総体を再生させることを基本方針とした。

特に、遣水については、ほぼ完全な状態で地下に埋蔵されていた12世紀の流れの遺構をそのまま露出させ、遺構に見られる意匠・材料・技術をそのまま活かして修復したものである。

[本推薦書付属資料 4.2-1.a.
48-59 ページを参照]

また、背後の塔山の丘陵域についても資産の範囲に含めており、浄土庭園に不可欠の環境の維持の観点及び園池の水源涵養の観点からも完全性は高い。

1 歴史的庭園の保存に関するフィレンツェ憲章；

第4条 歴史的庭園の構成要素(平面・地形／植生[種類・大きさ・配色・間隔・高さ]／構造的・装飾的特徴／流水・静水)

第5条 庭園は文明と自然との直接的で緊密な関係を表すものであり、瞑想・休養に相応しい楽しみ場である。言葉の語源的な意味における「楽園」として、さらにはある文化・様式・時代の証拠、そしてしばしば創造的芸術家の独創性の証拠として、宇宙的な意義を持っている。

第9条 復元は場合により推奨される。真実性は、①意匠や全体の調和、②装飾的特徴、各部分に用いられている植物や無機物の選択、③その他の部分の意匠や規模、にそれぞれ依拠する。



以上のように、毛越寺庭園は、形態・意匠、材料・材質、伝統・技術、位置・環境の各属性における高い真実性を保持するのみならず、全体の完全性についても全く疑問を差し挟む余地がない。

イ. 観自在王院跡

庭園の修復に当たっては、汀線の礫敷や素掘りの導水路(遣水)の遺構を盛土により被覆して確実に保存する一方、一群の巨大石から成る滝及び荒磯を表現した石組については露出させるなど、遺構の形態・性質に応じて適切な手法が採用された。

さらに、水田化していた園池跡に水面を再生させ、植栽等により庭園的な環境を整備することにより、潜在化していた芸術上・観賞上の価値が再生された。

[本推薦書付属資料 4.3.a. 70-73 ページを参照]

背後には金鶏山及び塔山などの丘陵地形が控え、浄土庭園としての環境の観点からの完全性も維持されている。

以上のように、観自在王院跡の庭園は、浄土庭園としての形態・意匠、材料・材質、伝統・技術、位置・環境の各属性における高い真実性を保持するのみならず、全体の完全性を確実に保持している。

ウ. 無量光院跡

無量光院跡の浄土庭園は、仏堂・庭園・自然の山(小独立丘)が東西に並んで位置し、阿弥陀如来の極楽浄土の方位に基づく配置を明瞭に示す典型的な事例である。無量光院は宇治の平等院に倣って造営されたとされ、仏堂の形態・構造、仏堂・庭園の配置構造については類似している。しかし、平等院は、末法の世の到来を契機として、別荘及びその庭園が仏国土(浄土)の創造を目的として伽藍に改められたという造営の経緯が示すように、西の隣接地には阿弥陀如来の極楽浄土の世界を象徴する小独立丘及びその背後の山城などが存在せず、浄土庭園として最適の環境を備えてはいなかった。

これに対して無量光院の仏堂・庭園は、居住・政務の場であった「柳之御所遺跡」の西側に猫間が淵という湿地を挟んで隣接し、阿弥陀如来の西方極楽浄土の方位を象徴する金鶏山及びその背後に西方極楽浄土へと通ずる山城を擁するなど、居館、庭園・仏堂・自然の独立丘が東西に並ぶ配置構造が見られ、仏国土(浄土)を表現する上での最適の環境を伴っていた。したがって、無量光院は、浄土庭園としての形態・意匠、



材料・材質、伝統・技術、位置・環境の各属性における高い真実性を保持するのみならず、全体の完全性も確実に保持しており、平等院と比較して、その完成度は極めて高い。

現在、無量光院跡は発掘調査の過程にあり、今後、上記の各属性に基づく真実性の伝達に十分配慮した修復・整備を行うこととしている。

エ. 大池伽藍跡

1126年の『中尊寺供養願文』に記す「鎮護国家大伽藍一区」の庭園遺構と考えられる「大池伽藍跡」は、地下遺構として現存する浄土庭園の考古学的遺跡であり、発掘調査で明らかとなった地下の遺跡の形態・意匠、材料・材質、伝統・技術、位置・環境の各属性における真実性及び全体の完全性に疑問を差し挟む余地はない。また、将来的に修復することにより、現時点においては潜在化している芸術上・観賞上の価値を再生させることとしている。修復の方針については、大池伽藍跡の発掘調査の成果を精査しつつ、毛越寺、観自在王院跡の各庭園における修復の実績を踏まえて定めることとしている。

平泉

